

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	市営住宅に関する事務 基礎評価項目書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

周南市は、市営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

市営住宅の管理業務を指定管理者が行う場合は、情報セキュリティのための体制については、基本協定の中で個人情報取扱特記事項を定め遵守している。  
事務のシステム操作者を限定し、後から追跡調査ができるように、その使用記録を保存している。

## 評価実施機関名

周南市長

## 公表日

令和6年3月29日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅に関する事務
②事務の概要	<p>公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)による市営住宅の入居決定、収入申告による家賃の決定等、入居者の管理に関する事務。</p> <p>・公営住宅法に基づき住宅に困窮する低所得者に対し市営住宅の入居の決定及び入居者管理をしている。また、同法に基づき入居者の所得状況を把握し、各戸の家賃を決定・徴収している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、公営住宅法の規定に従い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第18条に掲げる事務に使用する。</p> <p>①公営住宅法第16条第1項若しくは第28条第2項の収入の申告の受理、審査、決定            ②公営住宅法第16条第5項の家賃若しくは第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、審査、決定            ③公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収            ④公営住宅法第19条の家賃、敷金の徴収猶予の申請の受理、審査、決定            ⑤公営住宅法第25条第1項の入居の申込みの受理、審査、決定            ⑥公営住宅法第27条第5項若しくは第6項の事業主体の承認の申請の受理、審査、決定            ⑦公営住宅法第29条第1項又は第32条第1項の明渡し請求            ⑧公営住宅法第29条第6項の家賃の決定又は同上第7項の金銭の徴収            ⑨公営住宅法第29条第8項の期限の延長の申出の受理、審査、決定            ⑩公営住宅法第30条第1項のあつせん            ⑪公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求            ⑫公営住宅法第48条の条例で定める事項</p>
③システムの名称	公営住宅管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅世帯員情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 情報利用の根拠            (1) 番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項            番号法別表第1の19の項及び主務省令で定める事務を定める命令第18条            (2) 番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項</p> <p>2 情報提供の根拠            根拠なし(情報提供なし)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠            根拠なし(情報提供なし)</p> <p>2 情報照会の根拠            (1) 番号法第19条第8号            (2) 番号法別表第2の31、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	周南市役所 建設部 住宅課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	周南市役所 建設部 住宅課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8282)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	周南市役所 建設部 住宅課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8282)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="radio"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月9日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1の19及び番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第18条	1 情報利用の根拠 (1) 番号法第9条(利用範囲)第1項、第2項 番号法別表第1の19の項及び主務省令で定める事務を定める命令第18条 (2) 番号条例第3条(特定個人情報の利用)第1項  2 情報提供の根拠 根拠なし(情報提供なし)	事前	
平成27年10月9日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第2の31及び番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条	1 情報提供の根拠 根拠なし(情報提供なし)  2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号 (2) 番号法別表第2の31、番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条	事前	
平成28年8月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	周南市役所 総務部 総務課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8261)	周南市役所 行政管理部 行政管理課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8261)	事後	
平成29年7月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	久野 哲郎	重岡 申明	事後	
平成30年6月25日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	周南市役所 行政管理部 行政管理課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8261)	周南市役所 建設部 住宅課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8390)	事後	
令和3年4月13日	Ⅱ..1.対象人数 いつの時点か	平成31年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年4月13日	Ⅱ..2.取扱者数 いつの時点か	平成31年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年4月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(2) 番号条例第3条(特定個人情報の利用)第1項	(2) 番号条例第3条(個人番号の利用範囲)第1項及び第3項	事後	
令和3年8月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第7号	2 情報照会の根拠 (1) 番号法第19条第8号	事前	
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	②公営住宅法第16条第4項の家賃若しくは第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、審査、決定 ⑧公営住宅法第29条第5項の家賃の決定又は同上第6項の金銭の徴収 ⑨公営住宅法第29条第7項の期限の延長の申出の受理、審査、決定	②公営住宅法第16条第5項の家賃若しくは第18条第2項の敷金の減免の申請の受理、審査、決定 ⑧公営住宅法第29条第6項の家賃の決定又は同上第7項の金銭の徴収 ⑨公営住宅法第29条第8項の期限の延長の申出の受理、審査、決定	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ..1.対象人数 いつの時点か	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	
令和4年4月1日	Ⅱ..2.取扱者数 いつの時点か	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	
令和4年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	周南市役所 建設部 住宅課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8390)	周南市役所 建設部 住宅課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8282)	事後	
令和4年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	周南市役所 建設部 住宅課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8390)	周南市役所 建設部 住宅課 (745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地 TEL:0834-22-8282)	事後	
令和6年3月29日	Ⅱ..1.対象人数 いつの時点か	令和4年1月1日	令和6年1月1日	事後	
令和6年3月29日	Ⅱ..2.取扱者数 いつの時点か	令和4年1月1日	令和6年1月1日	事後	